

○行田市環境審議会条例

平成12年3月27日条例第9号

改正

平成14年6月21日条例第25号

平成15年3月31日条例第1号

平成17年9月30日条例第32号

行田市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、行田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項についての調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会の委員は、11人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所等の代表者
- (4) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2号又は第3号の区分により委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長は、会長をもって充てる。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

第7条 審議会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により委嘱又は任命されている委員は、この条例による改正後の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「新行田市観光委員会条例等」という。）の規定によりそれぞれ委嘱又は任命された委員とみなす。ただし、この条例による改正前の行田市商業振興対策委員会条例第2条第2項第5号、行田市住居表示審議会条例第3条第2項第5号、行田市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第3号、行田市国土利用計画審議会

条例第3条第4号、行田市総合振興計画審議会条例第3条第2項第5号、行田市資源リサイクル審議会設置条例第3条第5号、行田市市営住宅管理条例第4条第3項第3号、行田市史編さん委員会条例第3条第2項第5号及び行田市環境審議会条例第3条第5号の規定により委嘱又は任命されている委員については、この限りでない。

- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新行田市観光委員会条例等の規定にかかわらず、この条例施行の日における従前の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成15年3月31日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第32号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。